

学校教育法等の一部を改正する法律案

— 「デジタル教科書」の導入 —

竹内 健太

(文教科学委員会調査室)

1. はじめに
2. 本法律案の提出に至る経緯
3. 本法律案の概要
4. 主な論点
5. おわりに

1. はじめに

平成 30 年 2 月 23 日、「学校教育法等の一部を改正する法律案」（閣法第 29 号。以下「本法律案」という。）が閣議決定され、同日、第 196 回国会（常会）に提出された。本法律案は、教育の情報化に対応するべく、必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができるよう、所要の措置を講ずること等が目的とされている。本稿では、本法律案の提出に至る経緯、概要、主な論点を紹介する¹。

2. 本法律案の提出に至る経緯

（1）「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議等における議論²

社会における情報化の進展にあわせ、学校現場においても、情報化への対応が求められている³。現行の学校教育制度においては、紙媒体で制作された教科書のみが認められてい

¹ 本論文の記載内容は、平成 30 年 4 月 11 日時点のものである。

² 本節の記述は、『「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議 最終まとめ』（平 28.12 <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/110/houkoku/_icsFiles/afiefieldfile/2017/01/27/1380531_001.pdf>

（以下、URL の最終アクセスの日付けはいずれも平成 30 年 4 月 11 日。）） 1～2 頁に多くを負っている。

³ 教育の情報化に関する文部科学省の主な取組としては、①2020 年度に向けた教育の情報化に関する総合的な推進方策である「教育の情報化ビジョン」（平 23.4.28）の策定、②ICT を活用した学びに関する実証研究である「学びのイノベーション事業」（平成 23～25 年度）の実施、③2020 年代に向けた教育の情報化に向けた今後の対応方策を提示した「教育の情報化加速化プラン」（平 28.7.29）の策定などが挙げられる。学校教育の情報化に関するこれまでの経緯等については、堤真紀「学校教育の情報化—現状と課題—」『調査と情報

る一方で、指導者用又は学習者用に、教科書発行者から補助教材として「デジタル教科書（教材）」が制作・販売され、学校等において普及しつつある。

また、児童生徒の学びを質・量両面から向上させるため、学びの手段や学習環境としてのICTの将来性・可能性を見据えて、教科書へのICTの活用の在り方について検討が求められており、平成27年5月の教育再生実行会議第七次提言において、「教科書のデジタル化の推進に向けて、教科書制度の在り方や、それに応じた著作権の在り方などの課題についての専門的な検討を行う」⁴とされるとともに、同年6月に閣議決定された『日本再興戦略』改訂2015においても、「いわゆる『デジタル教科書』の位置付け及びこれに関連する教科書制度の在り方について専門的な検討を行い、来年中に結論を得る」⁵とされた。

こうした背景等を踏まえ、文部科学省は、平成27年5月以降、いわゆる「デジタル教科書」の位置付け及びこれに関連する教科書制度の在り方について専門的な検討を行うことを目的として、「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議を開催した。同検討会議は、翌28年6月に中間的な取りまとめを行った後、同年12月に「『デジタル教科書』の位置付けに関する検討会議 最終まとめ」（以下「最終まとめ」という。）を取りまとめた。その主な内容は図表1のとおりである。

図表1 最終まとめの主な内容

（デジタル教科書の内容・範囲）

- デジタル教科書：DVDやメモリーカード等の記録媒体に記録されるデジタル教材のうち教科書の使用義務の履行を認めるもの
- 紙の教科書とデジタル教科書の学習内容（コンテンツ）は同一であることが必要
- 紙の教科書を基本としながら、デジタル教科書により学びの充実が期待される教科の一部（単元等）の学習に当たって、紙の教科書に代えて使用することにより、「使用義務」の履行を認める特別の教材としてデジタル教科書を位置付けることが適当＝「併用制」
- 紙の教科書等による学習が困難な障害のある児童生徒のうち、デジタル教科書の使用による学習が効果的である児童生徒に対しては、より積極的な使用を可能とすることが望ましい

（デジタル教科書の基本的な在り方）

- デジタル教科書の学習内容は紙の教科書と同一であることから、改めて検定を経る必要はないとすることが適当。紙の教科書との同一性については、発行者の責任において確保されるべき
- 動画や音声等については、…検定を要しない教材として位置付けることが適当
- 教科用図書検定調査審議会等において、URLやQRコード等の検定上の取扱いについて、専門的な見地から審議を行うことが必要
- 紙の教科書のみを使用する児童生徒との公平性の観点や、紙の教科書を基本とする使用形態等から、紙の教科書とデジタル教科書の双方を無償措置の対象とすることは直ちには困難

—ISSUE BRIEF—』No. 989（平30.1.9）が詳しい。

⁴ 教育再生実行会議「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について（第七次提言）」（平27.5.14 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaicei/pdf/dai7_1.pdf>）7頁

⁵ 『『日本再興戦略』改訂2015 —未来への投資・生産性革命—』（平27.6.30 <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaicei/kettei.html>>）107頁

(関係制度の検討の方向性)

- デジタル教科書の使用は、**教科書採択の権限を有する教育委員会等が決定し**、その判断により特定の学校や教科等での使用も可能とすることが適当
- 文化審議会等において、デジタル教科書への著作物の掲載や配信形式による供給等に対応する**権利制限の在り方についての専門的な審議が必要**

(出所)『『デジタル教科書』の位置付けに関する検討会議 最終まとめ【概要】』(平 28.12 <http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afiefieldfile/2017/01/27/1380531_002.pdf>) より抜粋

(2) 関係審議会等における議論

上記最終まとめを受けて、①URLやQRコード等の教科書検定上の取扱い、②「デジタル教科書」への著作物の掲載や配信形式による供給等に対応する権利制限の在り方について、それぞれ関係審議会等において審議等が行われた。

①については、教科用図書検定調査審議会における議論⁶を踏まえ、義務教育諸学校教科用図書検定基準が告示された。同告示では、URL(ウェブページのアドレス)・QRコード(二次元コード)の取扱いについて、「学習上の参考に供するために真に必要であり、発行者が管理するウェブページのアドレス又は二次元コードその他のこれに代わるものを掲載する場合には、当該ウェブページのアドレス等が参照させるものは図書の内容と密接な関連を有するとともに、児童又は生徒に不適切であることが客観的に明白な情報を参照させるものではなく、情報の扱いは公正であること」とされた⁷。また、特に外国語教育については、積極的な活用が許容されることとなった⁸。

②については、著作権法(昭和45年法律第48号)第33条において、学校教育の目的上必要と認められる限度において、権利者の許諾なく著作物を教科用図書(教科書)に掲載することが認められているところ、文化審議会著作権分科会において、「デジタル教科書」についても、現在の紙の教科書と同様、「〔著作権〕法第33条の対象となるよう必要に応じて規定の見直しを行うことが適当」とされた⁹。

その後、中央教育審議会初等中等教育分科会における審議(平成29年10月2日)を経て、本法律案が提出された。

3. 本法律案の概要

本法律案では、教育の情報化に対応し、平成32年度から実施される新学習指導要領を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や、障害等により教科書を使

⁶ 教科用図書検定調査審議会「教科書の改善について(報告)」(平 29.5.23 <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/tosho/toushin/_icsFiles/afiefieldfile/2017/06/13/1386149_001.pdf>)を参照のこと。

⁷ 義務教育諸学校教科用図書検定基準(平成29年8月10日文科科学省告示第105号 <http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kentei/1394148.htm>)

⁸ 中央教育審議会初等中等教育分科会(第114回、平成29年10月2日)配付資料「資料4-3 デジタル教科書関係資料」<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/_icsFiles/afiefieldfile/2017/11/15/1398036_11.pdf>6頁

⁹ 文化審議会著作権分科会「文化審議会著作権分科会報告書」(平 29.4 <http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/h2904_shingi_hokokusho.pdf>)105頁。なお、見直しの具体的な内容については、同報告書104~106頁を参照のこと。

用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができるよう、所要の措置を講ずるものとされている¹⁰。以下、本法律案の概要を紹介する。

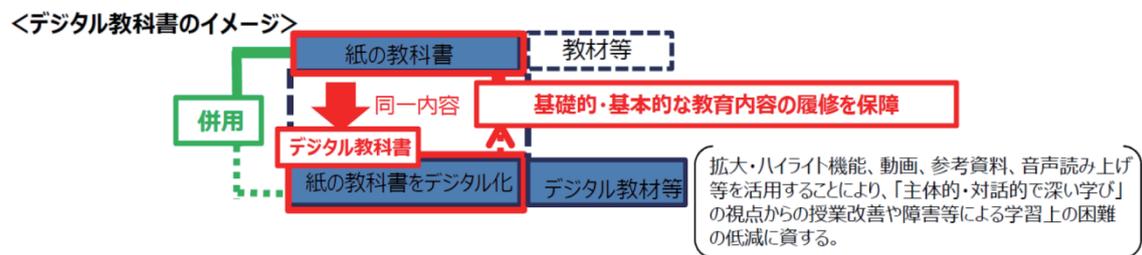
(1) 「デジタル教科書」の使用に係る学校教育法上の規定の整備

現行の学校教育法（昭和22年法律第26号）第34条第1項では、「小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない」として、教科書の使用義務が定められている（中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校についても、それぞれ同法の第49条、第49条の8、第62条、第70条、第82条により準用されている）。

本法律案では、小学校、中学校、高等学校等において、検定済教科書の内容を電磁的に記録した「デジタル教科書」がある場合には、教育課程の一部において、教科書の使用義務に関わらず、通常の紙の教科書に代えて「デジタル教科書」を使用できることとする旨が規定されている¹¹。

また、本法律案では、視覚障害、発達障害等の事由により通常の紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒に対し、文字の拡大や音声読み上げ等により、その学習上の困難の程度を低減させる必要がある場合には、教育課程の全部において、通常の紙の教科書に代えて「デジタル教科書」を使用できることとする旨が規定されている¹²。

図表2 「デジタル教科書」のイメージ



(出所)「学校教育法等の一部を改正する法律案の概要」<http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/02/23/1401720_001.pdf>

¹⁰ 「学校教育法等の一部を改正する法律案の概要」<http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/02/23/1401720_001.pdf>。なお、本節の記述は、同資料に多くを負っている。

¹¹ 最終まとめでは、「デジタル教科書」の導入に関し、現時点においては、「全ての教育課程の履修に当たって、デジタル教科書を主たる教材として使用し、必要に応じて、補助教材としてのみ紙の教科書を使用する」のではなく、「紙の教科書を主たる教材として使用することを基本としつつ、学習内容に応じて、教科の一部（単元等）の学習に当たって、デジタル教科書を紙の教科書に代えて使用する」ことが適当とされており（最終まとめ8頁）、本法律案の内容は、最終まとめに沿ったものとなっている。

¹² 最終まとめでは、「デジタル教科書」の導入に関し、「紙の教科書…等の使用によっては学習が困難な児童生徒…のうち、デジタル教科書の使用による学習が効果的である児童生徒」については、「紙の教科書を主たる教材として使用することを基本としつつ、学習内容に応じて、教科の一部（単元等）の学習に当たって、デジタル教科書を紙の教科書に代えて使用する」よりも「更に積極的に使用することができるよう必要な措置を講ずることが望ましい」とされており（最終まとめ10頁）、本法律案の内容は、最終まとめに沿ったものとなっている。

【参考】

<デジタル教科書>



<デジタル教科書の導入により期待されるメリット>

- デジタル機能の活用による教育活動の一層の充実
(例) 拡大縮小、ハイライト、共有、反転、リフロー、音声読み上げ
総ルビ、検索、保存 等
- デジタル教材との一体的使用
(例) 動画・アニメーション、ドリル・ワーク、参考資料 等

国語

本文を自由に切り取り
試行錯誤

算数

立体図形の展開／回転

外国語活動

発音を音声認識して
自動チェック

理科

理解を促進するための音声・動画

社会

<特別支援教育等における活用例>

- 視覚障害のある児童生徒による、拡大機能や音声読み上げ機能の活用
- 発達障害のある児童生徒による、音声読み上げ機能や、文字の大きさ、背景色、テキストの色、行間・文字間隔の変更機能の活用 等

(出所) 文部科学省資料

なお、現行の学校教育法附則第9条は、第34条第1項等で定められている教科書の使用義務の例外について規定している。本法律案では、現行の附則第9条に基づき、特別支援学校や、工業高校など高等学校の専門教科等において、検定済教科書が無い場合等に使用されている図書¹³についても、その内容を電磁的に記録した教材を使用できることとする旨の規定が追加されている。

(2) 「デジタル教科書」の使用に係る著作権法上の規定の整備

他人の著作物を「利用」する場合、原則として権利者の許諾を得ることが必要とされる。その上で、著作権法の中には、「権利制限規定」と呼ばれる「例外規定」が数多く置かれており、一定の例外的な場合には、権利者の許諾を得ることなく著作物等を利用できるとされている。

現行の著作権法では、紙の教科書等に掲載するために複製する場合について、一定の条件を満たした場合には、権利者の許諾を得ることなく複製を行うことができる旨の例外規定が置かれている（同法第33条等）¹⁴。

本法律案では、「デジタル教科書」においても、一定の条件を満たした場合には、掲載された著作物を権利者の許諾を得ずに「デジタル教科書」に掲載し、必要な利用を行うことを認める旨が規定されている（図表3参照）。

¹³ 現在使用されている教科書は、以下の三つに大別される（文部科学省「教科書Q&A」〈http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/010301.htm〉を参照のこと）。

① 文部科学省検定済教科書：民間の教科書発行者において著作・編集され、文部科学大臣の検定を経て発行される。現在発行されている全教科書の90%以上を占める。

② 文部科学省著作教科書：高等学校の農業、工業、水産、家庭及び看護の教科書の一部や特別支援学校用の教科書については、その需要数が少なく民間による発行が期待できないことから、文部科学省において著作・編集された教科書が使用されている。

③ 学校教育法附則第9条に基づく教科書：高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校並びに特別支援学級において、適切な教科書がないなど特別な場合には、①・②以外の図書の使用が許されることもある。

なお、本文中の「図書」は③に該当する。

¹⁴ 文化庁長官官房著作権課「著作権テキスト～初めて学ぶ人のために～平成29年度」〈http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/h29_text.pdf〉53、60、68頁

図表3 紙の教科書等及び「デジタル教科書」への掲載等に当たっての条件

	紙の教科書等への掲載 (現行法)	「デジタル教科書」への掲載等 (本法律案において新設)
掲載等に当たっての条件	①すでに公表されている著作物であること ②学校教育の目的上必要な限度内であること ③掲載することを著作者に通知すること ④文化庁長官が毎年定める「補償金」を著作者者に支払うこと ^(注1) ⑤「出所の明示」が必要	①紙の教科書に掲載された著作物であること ②学校教育の目的上必要な限度内であること ③著作物が掲載された紙の教科書を発行する者に対して、「デジタル教科書」に掲載しようとする旨をあらかじめ通知すること ④文化庁長官が定める算出方法により算出した額の「補償金」を著作者者に支払うこと ^(注2) ⑤「出所の明示」が必要

(注1) なお、現行法では、補償金の「額」について文化庁長官が「毎年」定めるとされているところ、本法律案では、補償金の「算出方法」について文化庁長官が定めるとされている。

(注2) 紙の教科書等への掲載に係る「補償金」とは別に必要となる。なお、算出方法を定めるに当たっては、「デジタル教科書」における著作物の利用の態様及び利用状況、紙の教科書等への掲載に係る「補償金」の額等が考慮される。

(出所) 文化庁長官官房著作権課「著作権テキスト～初めて学ぶ人のために～平成29年度」<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/h29_text.pdf>68頁、「学校教育法等の一部を改正する法律案 新旧対照表」<http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/_icsFiles/afiedfile/2018/02/23/1401720_004_1_1.pdf>等を基に作成

(3) その他

ア 文部科学省著作教科書の「デジタル教科書」における出版権の設定

現行法では、文部科学省が著作の名義を有する教科書（文部科学省著作教科書）¹⁵の出版権について、文部科学大臣が設定することができること等が規定されている（文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律第1条等）。

本法律案では、文部科学省著作教科書が発行される場合に、その「デジタル教科書」についても、文部科学省著作教科書と同様に、文部科学大臣が出版権を設定できるとする旨が規定されている。

イ 施行期日

施行期日は、平成31年4月1日とされている。

4. 主な論点

(1) 「デジタル教科書」の教育効果等について実証研究を行う必要性

現行法では、教育課程の一部であれ、「デジタル教科書」を紙の教科書に代えて使用することは認められていない。そのため、現時点では、「デジタル教科書」の教育効果等について、「制度上、本格的な実証研究はできない」こととなっている（最終まとめ7頁）。

「デジタル教科書」については、積極的な意見のみならず、「現状の（特に近未来のタ

¹⁵ 前掲脚注13の②を参照のこと。

ブレット) PCを前提とすると、デジタル教科書を特に小中学校に導入することは財政負担を上回るメリットはあまり感じられない」とする意見¹⁶や、ICT端末を長時間使用し続けることに伴う健康障害(視力低下等)を懸念する意見¹⁷も存在する¹⁸。したがって、本法律案が成立し、「デジタル教科書」の使用が制度上可能になるとしても、全面的な導入を拙速に推進するのではなく、まずは、「デジタル教科書」を用いることによる教育上の効果や健康面への影響等に関して、科学的検証に耐え得る実証研究を慎重に積み重ねていく必要がある¹⁹。その上で、研究で得られた知見や費用対効果等を勘案し、改めて「デジタル教科書」の推進の是非について深く議論していくことが求められよう²⁰。

(2) タブレット端末等の整備

「デジタル教科書」を使用する上では、児童生徒が1人1台タブレット端末等を利用できることが肝要となる。現在、タブレット端末等を始めとするICT環境の整備が進められているものの²¹、文部科学省も認めているように、「地方公共団体間のICT環境整備状況には格差がある²²。なお、この背景としては、ICT環境の整備費用が地方財政措置と

¹⁶ 新井紀子「デジタル教科書の諸問題」(「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議(第6回 平27.12.16) 配付資料<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/110/shiryo/_icsFiles/afiedfile/2015/12/24/1365538_1.pdf>14頁)

¹⁷ 山縣然太郎「ICT(Information and Communication Technology)と子どもの健康問題」(「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議(第4回 平27.9.15) 配付資料<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/110/shiryo/_icsFiles/afiedfile/2015/10/07/1362518_3.pdf>3~4頁)

¹⁸ このほか、最終まとめでは、「紙の教科書にはないコンテンツや機能に依存し、実際に書く作業や、答えが書かれていない中で考える過程がおろそかとなり、書く力・考える力の育成につながらないのではないかといった不安の声」が紹介されている(最終まとめ6頁)。

¹⁹ 最終まとめでも、「デジタル教科書」の導入に当たり様々な意見や不安等がある中で、「全面的な導入を拙速に進めることは適当ではない」とした上で、「デジタル教科書の導入前後を通じて、更に本格的な調査研究や実証実験を行い、教育効果や健康面への影響等に関する知見を蓄積するとともに、ICT環境の整備を進めながら、段階的かつ慎重に導入を進めていくことが適当」とされている(最終まとめ7頁)。

²⁰ なお、この点に関連して、「デジタル教科書」の導入に当たって、「何か新しい方法を入れるのであれば、その方法と従来の方法をきちんと検証して、本当に効果があることを確かめて入れてほしい。とにかく入れてしまってから考えようというのは乱暴ではないか」という指摘もある(公益財団法人中央教育研究所「デジタル教科書に関する意見聴取報告書—学習者用デジタル教科書をどう考えるか(座談会)—」(平28.12.<<http://www.chu-ken.jp/pdf/kanko89.pdf>>)75頁)。

²¹ 文部科学省が平成29年末に策定した「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針について」<http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afiedfile/2017/12/26/1399908_01_3.pdf>では、今後の学習活動において、最低限必要とされ、かつ、優先的に整備すべきICT機器等について整理されており、同方針では、学習者用コンピュータについて、「最終的には『1人1台専用』が望ましいが、当面、全国的な学習者用コンピュータの配備状況等も踏まえ、各クラスで1日1コマ分程度を目安とした学習者用コンピュータの活用が保障されるよう、3クラスに1クラス分程度の学習者用コンピュータの配置を想定することが適当」(3頁)とされている。また、同方針を踏まえ策定された「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」(2018~2022年度)では、単年度1,805億円の地方財政措置を講ずるとされている。

²² 「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果(平成28年度)[速報値]及び平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針について(通知)」(29文科生第607号、平29.12.26 <http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1399902.htm>)。なお、文部科学省による調査では、教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数(平均は5.9人/台)について、最高は佐賀県(1.9人/台)、最低は神奈川県(8.0人/台)となっており、整備状況に大きな差が生じている(文部科学省「平成28年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果(概要)」(平30.2 <http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afiedfile/2018/03/07/1399330_01.pdf>)9頁)。

されており、補助金とは異なり使い道が限定されていないことから、地方公共団体が予算化しなければ、整備が進まないことが指摘されている²³。

タブレット端末等が整備された地方公共団体では、「デジタル教科書」の導入を積極的に推進することが可能である一方で、整備が十分に行き届いていない地方公共団体では、導入を見送るか、タブレット端末等の費用負担を保護者に求めなければならないこととなる。公教育において享受し得る I C T 環境や必要とされる保護者の費用負担が、地方公共団体間で大きく異なるのは望ましいことではない。真に必要とされる I C T 環境については、全国的に整備を進めていくことが求められる。

(3) 「デジタル教科書」を円滑に使用するための環境整備

実際に授業で「デジタル教科書」を使用していくためには、ハードウェアとしてのタブレット端末等を整備するだけでは十分ではない。「デジタル教科書」の導入に当たっては、児童生徒が、授業中に問題なく「デジタル教科書」を使用していくための環境を整えていく必要がある。

例えば、①タブレット端末等の故障やトラブル等を未然に防ぐため、メンテナンスや定期的な買い替えを行うこと、②教員が授業に専念できるよう、故障やトラブル等に即応できるサポート体制を構築すること²⁴、③インターネット等を活用する場合は、個人情報の保護に細心の注意を払うとともに、適切なフィルタリング設定を行うこと²⁵等が考えられる。

(4) 教員の I C T 活用指導力の向上

文部科学省の調査によれば、「授業中に I C T を活用して指導する能力」があると自己評価した教員は 75.0%、「児童・生徒の I C T 活用を指導する能力」があると自己評価した教員は 66.7%にとどまっている²⁶。I C T を活用して指導する能力が不十分な教員が、「デジタル教科書」を用いて効果のある授業を行うことは難しい。「デジタル教科書」を導入していくのであれば、教員の I C T 活用指導力の向上が早急に求められよう。

²³ 渡辺教司「学校の I C T 環境、これで大丈夫？」(平 30.2.7 <<http://benesse.jp/kyouiku/201802/20180207-1.html>>)

²⁴ 五十嵐晶子「教室へのタブレット導入で考えたいこと」『総合教育技術』第 71 巻第 16 号(平 29.3) 62~63 頁等を参照のこと。なお、文部科学省の「平成 30 年度以降の学校における I C T 環境の整備方針について」(<http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afielddfile/2017/12/26/1399908_01_3.pdf>)では、「I C T 活用にあたり、教員の業務負担が増加しないよう、外部専門スタッフの活用も含めた対応を講じる必要がある」(6 頁)としている。

²⁵ 文部科学省による保護者を対象としたアンケート結果では、「デジタル教科書」の導入に当たり特に留意すべきと思うこととして、「子供の有害情報へのアクセスの制限」、「個人情報の保護など情報セキュリティ」などが上位となっている(『デジタル教科書』に関するアンケート結果(小学校・中学校編))、「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議(第 6 回 平 27.12.16) 配付資料(<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/110/shiryu/__icsFiles/afielddfile/2015/12/24/1365538_4.pdf> 9 頁)、『デジタル教科書』に関するアンケート結果(高等学校編))、「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議(第 6 回 平 27.12.16) 配付資料(<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/110/shiryu/__icsFiles/afielddfile/2015/12/24/1365538_5.pdf> 9 頁))。

²⁶ 文部科学省「平成 28 年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果(概要)」(平 30.2 <http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afielddfile/2018/03/07/1399330_01.pdf> 22 頁、29 頁)

また、全ての教員が「デジタル教科書」を効果的に用いた授業を行っていくためには、優れた授業実践の事例等を収集し、共有していく必要がある。文部科学省では、平成30年度末を目途に、「デジタル教科書」の効果的な活用例等が盛り込まれたガイドラインを策定・公表するとのことであり、その内容が注目される²⁷。

(5) 障害のある児童生徒による使用

最終まとめにおいても、「教育委員会や学校関係者等からの意見、パブリックコメントの結果においては、障害のある児童生徒については、文字や図表等の拡大機能や音声による読み上げ機能を活用することで、デジタル教科書の使用により学習を効果的に行うことができるという意見のほか、障害の内容・程度により紙の教科書の使用による学習が困難な児童生徒についてはデジタル教科書を先行して導入すべきといった意見があった」（最終まとめ9頁）とあるように、障害のある児童生徒が「デジタル教科書」を活用することへの期待は高い。

障害者差別解消法²⁸（平成28年4月施行）を受けて、国公立学校において合理的配慮の提供が義務付けられた（私立学校は努力義務）²⁹こと等を踏まえ、障害のある児童生徒のうち、「デジタル教科書」の使用により学習上の困難の程度の低減が見込まれる者に対しては、導入に向けて積極的に検討を行っていく必要がある³⁰。

(6) 規格・機能の標準化

教科ごとに異なる教科書発行者が作成する「デジタル教科書」を導入する場合、それぞれに操作の仕方が異なると、教員や児童生徒が使用する上で混乱が生じる可能性がある³¹。最終まとめでも「ビューアやコンテンツについて、国と教科書発行者、関連の民間企業等が連携して、規格や機能の標準化を図る」（最終まとめ18頁）ことが望ましいとされており、規格や機能の標準化に向けた取組が期待される³²。

(7) 「デジタル教科書」の価格

紙の教科書については、義務教育教科書無償給与制度により、義務教育諸学校の全児童

²⁷ 「デジタル教科書関係資料」（中央教育審議会初等中等教育分科会（第114回 平29.10.2）配付資料<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/_icsFiles/afieldfile/2017/11/15/1398036_11.pdf>3頁）。なお、平成30年度予算では、ガイドラインの策定・公表を含む「デジタル教科書の制度化に関する検討」事業として、1,400万円が計上されている。

²⁸ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

²⁹ 同法の第7条第2項及び第8条第2項を参照のこと。

³⁰ なお、導入を進めるに当たっては、特別支援学校や特別支援学級における個別支援にとどまらず、通常学級においても、合理的配慮として、「デジタル教科書」を始めとしたICTによる支援が受けられるような環境づくりが求められよう（山口禎恵『オーダーメイドのICT活用』で一人ひとりの困難に合わせた配慮を実現『総合教育技術』第72巻第14号（平30.2）39頁等を参照のこと）。

³¹ 黒川弘一「新しい学びを開くデジタル教科書のために」『総合教育技術』第71巻第16号（平29.3）57頁

³² ただし、必要以上に標準化を進めてしまうと、ビューア等に関して、教科書発行者等が創意工夫する余地が狭められてしまう可能性もある（公益財団法人中央教育研究所「デジタル教科書に関する意見聴取報告書—学習者用デジタル教科書をどう考えるか（座談会）—」（平28.12）54～55頁等を参照のこと）。関係者の広範な合意を得た、適切な水準での標準化が望まれる。

生徒に無償で給与されているが、「デジタル教科書」は同制度の適用外とされた。最終まとめにおいて、「デジタル教科書について…教材費なりの形で保護者の一部負担となる可能性も考えられることから、その価格を可能な限り低廉に抑えるよう教科書発行者をはじめとする関係者において検討を行うことが必要」(最終まとめ 14 頁)とされていることから、「デジタル教科書」の価格が適正なものとなるよう、注視していく必要がある。

(8) 「デジタル教科書」とデジタル教材の関係

「デジタル教科書」とデジタル教材の関係について、両者が「一体的に使われることが重要である。デジタルデータ同士がつながり、効果的に活用できることがデジタルの強みであるので、教科書と同一のデジタル教科書データと、豊富なデジタル教材データとを一体的につなぎ、アクティブ・ラーニングの視点に立った学びも踏まえて活用できる仕組みが求められる」³³との指摘がある。

「デジタル教科書」を導入する場合は、デジタル教材の質、デジタル教材の導入に係る費用、「デジタル教科書」とデジタル教材を一体的に使用することで期待される効果等を勘案しつつ、関連するデジタル教材も含めて導入を図るのか判断が求められよう。

5. おわりに

新井紀子国立情報学研究所教授らによる、中高生らを対象とした基礎的読解力に関する調査³⁴を通じて、高校生の半数以上が教科書の記述の意味を理解できていないとの結果が明らかになった³⁵。

「デジタル教科書」の導入を可能とする本法律案は、平成 32 年度から実施される新学習指導要領を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善等を見据えたものとされるが、教科書の媒体が紙であれタブレット端末等（「デジタル教科書」）であれ、そこに書かれている意味や内容がそもそも理解できていなければ、「主体的・対話的で深い学び」を実践に移すことは難しい³⁶。

国会審議においては、紙かタブレット端末等かといった方法論のみならず、紙の教科書や「デジタル教科書」を通じてどのような教育上の課題を解消し、期待される学びを実現していくかといった点も視野に入れた重厚な議論を期待したい。

【参考文献】

新井健一「デジタル教科書の位置づけに関する検討会議を踏まえて」『学習情報研究』第 255 号 (平 29. 3) 14~15 頁

³³ 新井健一「デジタル教科書の位置づけに関する検討会議を踏まえて」『学習情報研究』第 255 号 (平 29. 3) 15 頁

³⁴ 中高生を中心に全国約 2 万 5 千人を対象として行われ、教科書や新聞記事などの文章を読み、意味や構造を理解できているか調査された。

³⁵ 新井紀子『A I vs. 教科書が読めない子どもたち』(東洋経済新報社、平成 30 年) 228 頁

³⁶ こうしたこと等を踏まえ、新井紀子教授は、「中学卒業までに、中学の教科書を読めるようにすることが教育の最重要課題」としている(『朝日新聞』(平 29. 11. 7))。

- 新井紀子『A I vs. 教科書が読めない子どもたち』（東洋経済新報社、平成 30 年）
- 五十嵐晶子「教室へのタブレット導入で考えたいこと」『総合教育技術』第 71 巻第 16 号
（平 29. 3） 62～63 頁
- 黒川弘一「新しい学びを開くデジタル教科書のために」『総合教育技術』第 71 巻第 16 号
（平 29. 3） 56～57 頁
- 公益財団法人中央教育研究所「デジタル教科書に関する意見聴取報告書—学習者用デジタル教科書をどう考えるか（座談会）—」（平 28. 12）
- 堤真紀「学校教育の情報化—現状と課題—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No. 989（平
30. 1. 9）
- 山口禎恵「『オーダーメイドの I C T 活用』で一人ひとりの困難に合わせた配慮を実現」
『総合教育技術』第 72 巻第 14 号（平 30. 2） 36～39 頁

（たけうち けんた）